

令和6年度県育成いちご品種ブランド確立推進事業

公募型プロポーザル募集要領

1 事業の目的

令和4年冬にデビューした福島県オリジナルいちご品種「ゆうやけベリー」について、関係団体と連携して各種販売促進イベント等のプロモーションを実施することで、ブランドイメージの確立、実需者・消費者の認知度向上及び販路の開拓を図る。さらに、これらの取組によって県産いちご全体を盛り上げることにより、「フルーツ王国ふくしま」として一年を通してプロモーションするための基盤を強化する。

2 業務名

令和6年度県育成いちご品種ブランド確立推進事業

3 業務概要

福島県オリジナルいちご品種「ゆうやけベリー」のブランドイメージの確立、実需者・消費者の認知度向上及び販路の開拓を図るため、各種販売促進イベント等によるプロモーションを実施する。

4 業務仕様

別紙「令和6年度県育成いちご品種ブランド確立推進事業業務委託仕様書(案)」のとおり。なお、具体的な手法については、企画提案書の選定後に、提案内容を反映して決定し、仕様書を作成する。

5 見積限度額

20,000千円(消費税及び地方消費税額を含む。)以内

※提案された企画を実施するために必要となるすべての経費を含む。

6 参加資格

企画提案書を提出する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要領が公示された日から契約締結日までの期間において、本県及び国の機関における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。(国の機関に係るものは収賄、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る。)
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第33条第1項に規定

- する再生手続開始の決定を受けた者を除く。) でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
- ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 県税を滞納している者でないこと。
- (6) 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

7 実施のスケジュール

次の表のとおり。

日 時	内 容
令和6年 9月6日（金）	公募開始
令和6年 9月11日（水）17時まで	質問書の提出期限
令和6年 9月13日（金）	質問書への回答
令和6年 9月18日（水）17時まで	参加申込書の提出期限
令和6年 9月25日（水）17時まで	企画提案書等の提出期限
令和6年10月 2日（水）	一次審査（書面）結果の通知
令和6年10月10日（木）予定	二次審査会（プレゼンテーション）
令和6年10月中旬 予定	審査結果の通知
令和6年10月下旬 予定	契約締結

8 手続に関する事項

(1) 質問の受付

質問については、以下により受け付ける。

- ア 提出書類：プロポーザル方式募集要領等に関する質問書（様式第1号）
- イ 提出期限：令和6年9月11日（水）17時まで（必着）
- ウ 提出方法：農産物流通課に郵送、持参、又は電子メールによること。

※電子メール送信後は電話で着信確認すること。

- エ 回答方法：質問に対する回答は、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがあるものを除き、令和6年9月13日（金）に農産物流通課のホームページに掲載する。

（2）参加申込み

プロポーザルに参加する意思のある者は、以下により必要書類を提出すること。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

ア 提出書類：①令和6年度県育成いちご品種ブランド確立推進事業プロポーザル方式参加申込書（様式第2号）

②会社概要や業務分野が記載されたパンフレット（1部）

イ 提出期限：令和6年9月18日（水）17時まで（必着）

ウ 提出方法：農産物流通課に郵送、持参、又は電子メールによること。

※電子メール送信後は電話で着信確認すること。

（3）企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、参加申込を行った上で、以下により必要書類を提出すること。

ア 提出書類：①企画提案書（記載内容等については9のとおり）

②県から受注した委託業務実績一覧（令和3～5年度）

イ 提出部数：8部

ウ 提出期限：令和6年9月25日（水）17時まで（必着）

エ 提出方法：農産物流通課に郵送又は持参

※電子メールによる提出は受け付けない。

（4）提出先

各書類の提出先は、「14 問合せ先及び提出先」のとおりとする。

なお、提出された書類等は返却しない。

9 企画提案書の記載内容等

（1）記載内容

以下の「提案1」から「提案4」までを記載すること。

提案1：県産いちごのプロモーションに対する考え方

県内外でのいちごを始めとした県産農林水産物の消費の現状を示し、県内消費者の購買意欲の向上や販売促進に寄与する対策、効果的な情報発信等、福島県オリジナルいちご「ゆうやけベリー」のブランド化を推進するための効果的なプロモーションを提案すること。

提案2：事業の取組内容

ア 別紙「令和6年度県育成いちご品種ブランド確立推進事業業務委託仕様書（案）」に基づき提案すること。

イ その他、本事業の目的を達成するために必要な取組があれば、提案すること。

提案3：業務の実施体制

ア 本事業の目的を達成するための業務実施体制について、提案企業内部のほか、具体的に連携する企業・団体とその担当内容や役割が分かるように

提案すること。

イ 本業務の遂行に当たっては、十分な経験を有する者を総括責任者として専従させることとし、専従予定者の所属・氏名・経歴・過去の実績等を明記すること。

提案 4：積算見積書

それぞれの費目ごとの内訳がわかるよう記載すること（人件費、交通費、通信運搬費、印刷費等）。

(2) 様式

様式は任意。日本産業規格 A 4 版横で両面 15 枚以内（総頁数：30 頁以内）とする。なお、表紙は枚数に含めず、必要に応じて A 3 版の折込も可とするが、2 頁としてカウントする。

(3) 費用負担

企画提案書等の作成等に要する費用は提案者の負担とし、企画提案書等の返却は行わない。

10 企画提案書の評価基準等

(1) 選定方式

公募型プロポーザルの選定方式により、各参加者からの企画提案を受け、福島県はこれを総合的に評価し、業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定する。

ア 一次審査（書面審査）

参加者の企画提案書について書面審査を行い、二次審査におけるヒアリング対象者（3 者以内）を選定する。一次審査結果については、企画提案書を提出した参加者全員に対して書面で通知する。

【一次審査の結果通知：令和 6 年 10 月 2 日（水）】

イ 二次審査（プレゼンテーション）

一次審査で選定された対象者に対し、企画提案書のプレゼンテーション及びヒアリングによる二次審査を実施する。

(ア) 正式な開催日時及び場所は別途通知する。

(イ) プレゼンテーションは 25 分以内（15 分以内の説明、10 分以内の質疑）とする。

(ウ) その他参考資料（プレゼンボード、写真等）の持ち込みは可とするが、追加資料の配布は認めない。

(エ) 新型コロナウイルスの感染状況によっては、オンラインで審査を実施する場合がある。

【二次審査の実施日：令和 6 年 10 月 10 日（木）予定】

(2) 評価基準及び配点

下表の評価項目及び評価基準により審査を行う。特に、事業の取組内容や効率的かつ効果的な業務の実施体制、予算額の妥当性に重点を置く。

評価項目	配点	評価基準
1 県産いちごのプロモーションに対する考え	10 点	・県内での県産農林水産物の消費の現状把握 ・プロモーションの適格性 等

方		
2 事業の取組内容	55点	・業務運営手法、情報発信の方法、訴求力、波及効果、履行の確実性、明確な事業効果の設定、検証方法 等
3 業務の実施体制	15点	・実施体制、業務遂行能力 等
4 予算額の妥当性	20点	・実施内容に対する予算額の妥当性 ・適正かつ効果的な予算計画 等

計 100点

(3) 業務委託予定者

ア 審査会において審査委員ごとに企画提案書の評価・採点を行い、その点数の合計した総合点と順位を参考に、業務委託予定者及び次点の者を決定する。

イ 企画提案者が1者のみの場合は、審査委員の総合点の平均点が一定点数以上となった場合に、当該事業者を業務委託予定者とする。

(4) 審査結果の通知及び公表

審査結果については、二次審査参加者全員に対し、書面で通知する。

また、審査結果を農産物流通課のホームページに掲載し、業務委託予定者を公表する。

【結果通知及び公表：令和6年10月中旬】

11 企画提案書を失格とする事項

次のいずれかに該当する企画提案書は失格とする。

- (1) 募集要領等で示す条件に違反した企画提案書
- (2) 虚偽の内容が記載されている企画提案書
- (3) 審査委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した企画提案書

12 契約に関する事項

(1) 仕様書の協議

業務委託予定者は実施計画書を提出し、業務委託予定者と県が協議して、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。

(2) 契約金額の決定

協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取して決定する。なお、見積金額は見積限度額を超えないものとする。

(3) 評価内容の担保

企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、県は契約の相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができる。

(4) その他

この手続に参加した者が、参加資格のいずれかを満たさないこととなった場合、又は見積徴取の結果、契約締結に至らなかった場合は、審査結果

において総合評価が次点であった者と契約の協議をする。

13 その他の事項

- (1) 採用した作品等の権利は全て県に帰属する。
- (2) 県で実施する他の関連事業との連携に配慮し、相乗的な効果の発現に努めるものとする。
- (3) 当該業務として作成した各種コンテンツは、複数年の使用、県のホームページ、ポスター・パンフレット等への二次利用を行う場合がある。については、県が二次利用するにあたり、第三者の有する著作権その他の権利を侵害することがないように、必要な許諾を得ること。
- (4) 企画提案のあった規模を下回ることはできないため、実現可能な提案とすること。仮に実施計画書の内容を実施できない場合には、県と協議の上、それに匹敵する内容、活動に変更することが可能であるが、内容によっては委託料の減額となることもある。

14 問合せ先及び提出先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号（福島県庁 西庁舎9階）
福島県農林水産部農産物流通課（担当：主事 十日市）
電話：024-521-7371 FAX：024-521-7942
E-mail：ryutsu.aff@pref.fukushima.lg.jp